

10月1日現在（前月との比較）		
世帯数	63,474世帯	（64世帯増）
人口	133,283人	（23人減）
（男）	66,950人	（24人減）
（女）	66,333人	（1人増）

青梅市長選挙

投票日 11月17日（日）

投票時間 午前7時～午後8時

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎22-1111



11月17日は青梅市長選挙の投票日です。これからの4年間、市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの意思を表すために必ず投票しましょう。

投票できる方

平成13（2001）年11月18日以前に生まれ、今年8月9日以前から住民基本台帳に登録されている方（選挙人名簿に登録されている方）です。

転居のときは元の住所地の投票所で

入場整理券は忘れずに

今年の10月31日以降に青梅市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票していただくことになりますのでご注意ください。

投票所の入場整理券は、今回の選挙に投票できる方へ郵送でお届けします。投票日には、入場整理券に記入されている投票所へお持ちください。万一、入場整理券を紛失



青梅市選挙啓発キャラクター おうめいすいくん

したり、破いてしまった場合でも投票はできません。投票所でお申し出ください。

こんな投票は無効

☆候補者でない人の氏名を書いたもの

☆2人以上の候補者の氏名を書いたもの

☆候補者氏名のほか、他のことを書いたもの

☆自分で書かないもの（ゴム印等で押印したもの等）

☆正式の投票用紙を用いないもの

☆目が不自由な方は

投票所には、目が不自由な方が点字で投票できるように点字盤が備え付けてあります。投票所でお申し出ください。

字が書けない方は

字を書くことが困難な方は、決められた手続きに従って投票補助者が代筆しますので、投票所でお申し出ください。

選挙公報は

新聞折り込みで

折り込む新聞 朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売（五十音順）

折り込み日 11月13日（水）

折りの朝刊

折り込む新聞をとっていない世帯、広報おうめ等戸別配布の申し込みをしていない世帯の方は、2面掲載の選挙公報補完場所でお受け取りください。郵送希望者は、市選挙管理委員会へお申し出ください。市ホームページにも掲載します。

からだの不自由な方へ

郵便等投票制度

郵便等投票は、重度の障害等がある方が郵便等で投票できる制度です。郵便等投票ができる方は、表1のとおりです。※投票用紙に候補者名を自分で書ける方に限ります。

代理記載投票制度

郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者（選挙

権を有する者に限る）に投票に関する記載をしてもらうことができます。郵便等で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事務手続きに時間がかかります。この制度の対象と思われる方で、新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫機能、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

